

## 医療扶助審議会規則（昭和 31 年大阪市規則第 72 号）

### （目的）

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 28 年大阪市条例第 35 号)第 2 条第 1 項の規定により、大阪市医療扶助審議会(以下審議会という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （所掌事項）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次の事項を調査審議する。

- (1) 要保護者の入退院に関すること
- (2) 要保護者の医療の範囲に関すること
- (3) 前各号の外、医療の給付に関すること

### （部会）

第 2 条の 2 審議会に次の部会を置き審議会の所掌事項を分担させる。

- (1) 結核部会
- (2) 精神部会

2 精神病以外の疾病に関する審議会の所掌事項は、結核部会において審議するものとする。

### （組織及び定数）

第 3 条 審議会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療の実施に関係ある者
- (2) 社会福祉事業の実施に関係ある者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

3 部会の委員は、前項の委員の中から委員長が指名する。

### （委員長等）

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから審議会の議によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

### （委員の任期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

### （会議）

第 6 条 会議は、毎月 1 回以上これを開催する。但し、特別の事由のあるときは、この限りでない。

### （定足数及び表決）

第 7 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(幹事及び書記)

第8条 審議会に幹事及び書記若干名を置き、市職員のうちから市長が命ずる。  
(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。  
(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和31年11月1日から施行する。

附 則(昭和35年10月27日規則第54号)

この改正規則は、昭和35年11月1日から施行する。

附 則(昭和45年11月2日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月1日規則第108号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第83号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第95号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第70号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。